国交省自動車局の対応に関する改善点

国土交通省自動車局 平成 25 年 4 月 23 日

三菱自動車工業(株)(以下「三菱自工」という)に対する立入検査(特別監査)の実施によって明らかになった事実をもとに、本件に係る当省自動車局の対応について検証を行い、改善点をとりまとめた。以下に示す改善点を含め、必要なリコール届出がより的確かつ速やかに行われるよう、当省自動車局及び交通研技術検証部の関係業務の迅速化に取り組むこととする。

なお、当省自動車局では、自動車リコール制度については、より一層ユーザーの 視点に立ったものとするため、平成23年度(2011年度)に情報収集体制及び調査分析体制の強化を目的とし、当省自動車局に不具合情報調査推進室を設置するととも に、交通研の技術検証体制の強化を行っているところであり、今回の事案も踏まえ技 術検証を適切に活用していくこととする。

1. 三菱自工内の原因究明等の停滞の把握

(確認した事実)

- 三菱自工は、平成 20 年(2008 年)1 月 23 日の市場措置検討会において「措置不要」の結論を出して以降、不具合によるエンジン返却製品の現品調査以外の原因究明作業は特段行われておらず、実質的に原因究明等の市場措置に関する検討を行っていなかった。また、当省自動車局からの指示(技術検証での指示を含む)等が重要案件判定会議等に適切に報告された形跡が認められず、また、当省自動車局の動きに対応して三菱自工側の市場措置の検討プロセスが促進・活性化された形跡が見受けられなかった。
- 当省自動車局は、平成 20 年(2008 年)2 月 15 日に本件について交通研に依頼 し技術検証を開始しているが、平成 21 年(2009 年)10 月 14 日に当省自動車局 から三菱自工に対し「市場措置を実施すべきと考える」と口頭で指摘するまで、約 1 年半を要した。この間、当省自動車局は平成 20 年(2008 年)11 月 6・7 日に三 菱自工に対して業務監査を実施しているが、技術検証対象である本件については 三菱自工における検討状況を確認しておらず、同社内での原因究明等の停滞に ついてこの時点で認識することができなかった。

(評価)

○ 本件のような事案において、適切に市場措置の検討を行うためには、技術検証とメーカーによる原因究明等が並行・協力して行われる必要がある。このため、三菱

自工内において原因究明等が停滞している状況をより早期に把握できなかったことは、その後の技術検証の進度に影響を与えるものであった。

(改善点)

○ 今後は、自動車メーカー内部において原因究明等の取組みが停滞しているおそれのある事案を特定し、技術検証の進捗を促進する。具体的には、技術検証の進め方に関する討議会(交通研と当省自動車局間の定期WG)において、自動車メーカー内の検討の停滞が疑われる事案を特定し、監査等において自動車メーカー内の状況等を確認するとともに必要に応じてより積極的な取組みを指導する。その確認及び指導の結果は討議会へフィードバックし、その後の技術検証における自動車メーカーの対応を監視する。

2. 不適切な説明に対する指摘

(確認した事実)

- 当省自動車局からの報告指示に対し、三菱自工は、不具合事象等について説明している。これらの説明には、「三菱自動車工業(株)に対する立入検査(特別監査)の結果」の第5の4. までに記載したような不適切なものがあった。
- 当省自動車局及び交通研は、ユーザーからの不具合情報や技術的知見等に照らし、随時技術検証や市場措置の検討指示を行っていたが、同社に対して当該説明が不適切であると逐一指摘はしていなかった。

(評価)

○ リコール届出に関連する適切な説明や社内検討は自動車メーカーが責任を持って行うべきものである。一方で、今回、三菱自工から不適切な説明がなされた際に、当省自動車局及び交通研の判断に影響を及ぼすものではなかったとしても、三菱自工に対して社内の認識やその認識の形成・共有過程等を確認するよう指摘していれば、同社が認識を見直すきっかけとなり、同社内での再検討が促された可能性がある。

(改善点)

○ 不具合事象の重大性や多発性が懸念される事案について、自動車メーカーの当省自動車局に対する説明内容に不適切又は不十分な点があり、そのような説明が社内における不具合事象等についての認識や市場措置要否の判断に支障を来しているおそれがあると考えられる場合には、積極的に指摘し、指導する。